懲罰特別委員会審査結果報告書

議員提出議案第１３号　陸田孝則議員に対する懲罰について

令和６年３月２１日

懲罰特別委員会審査結果報告

令和６年２月２２日付で、村吉勇介議員を提出者として、地方自治法第１３４条第１項の規定に基づき、陸田孝則議員に戒告の懲罰を科すことを求める議員提出議案が提出されたことから、同日の本会議において懲罰特別委員会が設置され、休会中に審査することとなった。懲罰特別委員会に付託を受けていた「議員提出議案第１３号 陸田孝則議員に対する懲罰について」の審査経過と結果を報告する。

１　委員長、副委員長及び委員の氏名（委員定数９人）

委員長	香　月　隆　一	副委員長	佐　藤　俊　一
委　員	永　松　広　宣	委　員	榊　原　大　祐
委　員	尾　﨑　行　人	委　員	今　村　寿　人
委　員	髙　瀬　冨士夫	委　員	原　田　　誠
委　員	小　林　義　憲		

２　付議案件

議員提出議案第１３号　陸田孝則議員に対する懲罰について

３　提出理由の主な内容（令和６年２月２２日 本会議：村吉勇介議員）

令和６年２月２２日の本会議において、議員議案第１１号「陸田孝則議員に対する懲罰について」が可決され、陳謝の懲罰に科すべきものと決したにも関わらず、陸田孝則議員は陳謝文の朗読を拒否した。

この行為は、田川市議会会議規則第１５９条に反するものであり、さらには議会の議決を軽視するのみならず、民主主義の根幹を揺るがす恐れがある。

陸田孝則議員は、田川市議会議員であり、尚且つ議長という大変に職責の重い役職にある。瑕疵なく決せられた議会の議決に対し、真摯に向き合い、納得できなくても議決に従って、陳謝の懲罰を受けることが議会議員であり、議長である陸田孝則議員の取らなければならない行動であったと考える。

規則を無視し議会の議決を軽視した行為を見過ごすことは、懲罰は受けなくても何ら問題がないという先例を残すことになり、あってはならないと考える。

よって地方自治法第１３４第１項により、陸田孝則議員に対し、同法第１３５条第１項第１号に規定する公開の議場における戒告を求める。

４　陳謝文の朗読拒否に関する主な発言（令和６年２月２２日 本会議：陸田孝則議員）

私に対する懲罰議案が可決されたが、先ほど懲罰議案に対する弁明で述べたとおり、今回、懲罰の対象とされている全員協議会での私の７つの発言は、そもそも懲罰にあたる発言ではないということを客観的、論理的に述べている。

その上で、発言の一つひとつについて、その前後の文脈などを精査しながら、慎重に審査するようお願いしたが、委員長報告を聞くと、全く議論を尽くすことなく、懲罰ありきで採決が行われたものと言わざるを得ない。よって、この陳謝という懲罰を受け入れることはできない。

また、今回の懲罰の発端は、そもそも１２月１日に可決された議長不信任決議である。１２月１４日の全員協議会において、この不信任決議で指摘されている事項のすべてが事実誤認、事実無根であることを詳細かつ論理的に説明したが、議事運営の正当性等の見解について、いまだに具体的な反論は行われていない。

大義名分の無い不適切な議長不信任決議であり、決議には法的な拘束力はないことから、自身の信念に基づき、何ら恥じることなく、引き続き議長としての職務を全うしていく。

５　懲罰事由の関係法令等

田川市会議規則第１５９条に違反するため、地方自治法１３４条第１項に規定により懲罰を科すもの

⑴　地方自治法第１３４条第１項

普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができる。

⑵　田川市議会会議規則第１５９条

戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

６　委員からの主な意見

⑴　戒告の懲罰を科すことに反対の意見

ア　陸田議長は、そもそも議長不信任決議に納得しておらず、陳謝文の朗読を拒否するという行為は理解できるため、懲罰を科すことには反対する。

イ　懲罰の発端は、議長不信任決議にあると考えており、不信任決議の内容に見解の

相違があり納得できない旨を、陸田議長は一貫して主張している。自分も同じ認識を持っており、陳謝の懲罰について拒否することは理解できるため、今回の懲罰に関しても反対する。

ウ　懲罰の始まりは、陸田議員の全員協議会での発言が出発点であり、一連の流れの中で陳謝文の朗読を拒否したものである。これまでのことを無視して判断することには無理がある。

懲罰特別委員会は、懲罰ありきで議論することはあってはいけないと考える。先日、陸田議員の発言が無礼の言葉に当たるということで、陳謝の懲罰を科すことが決まったものの、無礼の言葉の基準や根拠は明確に示されていない。

陸田議長は陳謝文を朗読しないという決断をしたが、これは議会の議決を軽視したものではなく、陳謝文の朗読をしないという権利を主張したものだと考える。

懲罰権が乱用されれば、議員の言論には、自由はなくなり、議会の使命を達成することを阻むことにもなるため、懲罰を科す目的は何かという視点で慎重に判断されなければならない。

表現の自由・言論の自由を制限し懲罰を科すには、明白かつ現在の危険という原則によって判断が行われるべきである。

今回の陳謝文の朗読拒否については、正当の理由と権利を認めるべきであり、懲罰を科すことは憲法で保障されている表現の自由・言論の自由を侵害することにもなると考えることから、議場における戒告については反対する。

⑵　戒告の懲罰を科すことに賛成の意見

ア　例え自分の考えと違ったことが決まったとしても、議会の議決に従うことは、議会制民主主義を守っていく上で、重要だと考えるため、戒告の懲罰に賛成する。

イ　議会の議決を軽視し、会議規則に違反する行為であり、決められたことをしなかったということについて、懲罰を科すべきである。

ウ　議長不信任決議については、１２月１４日の全員協議会において、陸田議長が見解を述べて、それに対する質疑を行い、提案者に対する質疑等も行っており、議論は終わっていると考える。

陸田議長の全員協議会における発言については、その発言内容が懲罰に値するという考えであり、そのことについては、陳謝の懲罰を科すべきという議決があって

いる。それを拒否することは、田川市議会会議規則に違反するものであり、懲罰事由に該当する行為である。議会の議決に従って懲罰を受けるべきと考えることから、今回の戒告の懲罰を科すことについては賛成する。

７　討　論

賛成、反対の意見を討論に代えることとした。

８　採　決

戒告の懲罰を科すことについて、採決の結果、可否同数となったことから、委員長裁決により「戒告の懲罰を科すべき」と決定した。

９　戒告文（懲罰特別委員会起草）

戒告文案について、採決した結果、可否同数となったことから、委員長裁決により以下のとおり決定した。

陸田孝則議員は、令和６年２月２２日の本会議において、議員提出議案第１１号「陸田孝則議員に対する懲罰について」が可決され、陳謝の懲罰に科すべきものと決したにもかかわらず、公開の議場における陳謝文の朗読を拒否した。これは、田川市議会会議規則第１５９条の規定に違反する。

また、この行為は、議会の議決を軽視するのみならず、議会の規律を乱すものである。

よって、地方自治法第１３４条第１項の規定により、戒告する。

10　委員会の開催状況

回 数	開催日	主な議題	審議概要
第１回	R6.2.22	正副委員長の互選	香月委員長及び佐藤副委員長を選出した。
第２回	R6.3.1	陸田孝則議員に対する懲罰について	陸田議員に戒告の懲罰を科すべきか否か、各委員からの意見を求めた。 陸田議員に懲罰特別委員会で弁明する意思を確認することとした。

第３回	R6.3.7	陸田孝則議員に対する懲罰について（採決）	陸田議員が懲罰特別委員会において弁明を行わない旨を確認した。 陸田議員に戒告の懲罰を科すべきか否か、各委員からの意見を求めた。 陸田議員に戒告の懲罰を科すべきか否か、採決の結果、戒告の懲罰を科すべきと決定した。 戒告文案について、採決の結果、原案のとおり決定した。 審査結果報告書及び委員長報告については、正副委員長一任となった。